

回答書

質問	回答
①募集要領に係る応募資格に関すること 募集要領 2 応募資格(1)に、「橋本・伊都地域内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等」であり、としているが、昨年の募集要領には、「橋本・伊都地域内に事業所を有する社会福祉法人」となっている。 この 1 年間で特定非営利活動促進法等の関係法が大幅に改正されたり、橋本・伊都地域において社会福祉法人以外の特定非営利活動法人等が、障がい者の地域支援体制の構築及び障がい者等が安心して地域で暮らしていくための活動について、この短期間で飛躍的に実績を伸ばせたとは到底思えないのですが、特定非営利活動法人等にまで応募要件の対象事業者枠を広げた理由を教えてください。また、昨年の応募要件を社会福祉法人に限定した理由を合わせて教えてください。	基幹相談支援センター事業を実施するに当たり、昨年は社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を行うこととされている社会福祉法人に限定して募集を行いました。 前回の募集時に多方から、特定非営利活動法人においても事業を十分に実施できる旨のご指摘をいただいたこと、また、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所を運営されていることが条件であることを踏まえ、特定非営利活動法人等にも対象範囲を広げました。
②本募集要領と基幹相談支援センター事業実施要綱との関係性に関すること 橋本市基幹相談支援センター事業実施要綱(告示第 12 号)第 2 条第 2 項に、「社会福祉法人又は特定非営利活動法人等で、橋本市相談支援事業を受託したことがある事業者」に委託して実施する」とある。 本募集要領 2.応募資格にはそういった旨が記載されていないが、応募資格に該当するが障がい者相談支援事業を受託したことがない事業者は、本事業に「応募はできるが実施はできない」ということになるがその解釈でよいか。またこのことから、応募資格要件に「中立・公平に運営できる法人とあり」中立・公平を要件とする事業の募集が、中立性・公平性を欠いているように思われるが、その辺りの市町の考えを教えてください。	橋本・伊都地域基幹相談支援センター運営委託業務事業者募集要領においては、(3)令和2年4月1日までに指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所の指定を受けている事業所を運営する法人であること、としておりますが、橋本市要綱には「橋本市相談支援事業の受託したことがある事業者」となると対象事業者が委託相談を受託した事業者に限定されてしまうため、早急に要綱の改正を行い募集要領との整合性を図ります。 実施要綱と募集要領で矛盾が生じてしまったことをお詫びいたします。

③目的及び業務内容に関すること

募集要領に記載のある通り、本事業の目的は「障がい者の地域支援体制の構築及び障がい者等が安心して地域で暮らしていくための活動」であると認識している。本事業は市町村が実施する事業を委託することであり、障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには市町の考え、将来ビジョンに沿った事業展開が必要である。

本事業の応募にあたり「応募要領 3- (2) 業務内容」に記載する①～⑦それぞれの現段階での市町の考えや役割、将来ビジョンをできる限り具体的にお聞かせいただきたい。

また、決定された委託事業者が本事業を運営するにあたり、当然委託先である市町とともに構築していく地域支援体制であると認識している。市町が運営の後方支援に対する責任はあるという認識でよいか。また、その場合こういった後方支援をされるのか、できる限り具体的にお聞かせいただきたい。

本事業の目的は、障がい者の地域支援体制の構築を図り、障がい者等が安心して地域で暮らすことを目指すもので、設置主体はあくまで市町であり、運営に対する責任の所在も当然市町にあります。

各市町においては障害福祉計画や地域福祉計画等を策定し、方向性を定めているところですが、本事業は圏域共同での事業であることから、本来市町の規模や立地条件に関わらず、圏域内で同じ将来ビジョンを共有し、事業を展開していかなければならないものと認識しています。圏域においての方向性については、現在自立支援協議会で専門職の方々のご意見をいただきながら予算措置も含めた協議を重ねております。

下記①～⑦が市町と共に取り組んでいただきたい内容です。明確なものをお示しできず申し訳ありませんが、情報提供や情報共有等連携を図りながら支援を行っていききたいと思います。

- ①市町、相談支援事業所等と連携のうえ、ケースに対しての助言や協働
- ②相談支援事業者等に対する情報提供や専門的な助言等
- ③自立支援協議会等を通じて地域の関係機関の連携強化、圏域での相談支援体制の充実
- ④入所施設や精神科病院からの地域移行に向けた取り組みについての協議
- ⑤⑥制度の利用支援、制度の周知
- ⑦現在の事務局体制において専門職と行政職の役割分担を行い、市町と共同して会を運営

④協議会の運営に関すること

募集要領 3. — (2) —⑦に「橋本・伊都地域自立支援協議会の運営業務」とあるが、橋本市相談支援事業実施要綱（告示第 347 号）第 2 条第 2 項にも「橋本・伊都地域自立支援協議会の運営に関すること」と事業内容を定めている。このことから、基幹相談支援センター事業ならびに相談支援事業とも協議会の運営をすることになっているが、両事業の業務や役割、業務量等を教えていただきたい。また、同様にそれらにおける市町の業務や役割、業務量等を教えていただきたい。

基幹相談支援センターにおける自立支援協議会の運営業務に関しては、事業開始から約 1 年が経過し、他圏域の基幹相談支援センターへ出向き、その活動内容等から橋本・伊都地域の事業の在り方を模索していた状態であり、運営に関しては基幹相談支援センターを中心とした委託相談支援と市町等の合議体として、既存の事業の継承と拡充及び改変を含め、今後検討していく必要があると考えています。

本事業は市町主体の取り組みであるとの認識の上で、地域支援体制の構築を図るため、包括的な関わりのご協力をお願いしたいと思います。

⑤受託事業者の留意事項に関すること

募集要領 5. — (7) —⑦に「地域における様々な資源の活用」とあり、連携や資源の活用を積極的に図る旨が記載されている。これらは、基幹相談支援センターを運営する事業者ならびに専門職として当然備えていなければならないソーシャルワーカーとしての基盤となるものである。これを受託事業者としての留意事項に特筆するということは、ソーシャルワークの実践以外に資源を積極的に活用するという何か特別な意味合いがあるのか。

留意事項については、個人情報の取り扱いを含め特別な意味合いということではなく、委託するに際し改めてお願いしたいことを記載したものです。

⑥申請に係る提出書類に関すること

募集要領 6. — (1) —②—10 の「法人の財務状況に関する書類」に、損益計算書とある。特定非営利活動法人は、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記をもって財務諸表としている。損益計算書は存在せず、活動計算書がそれにかわるものとして取り扱われるため、その提出で足りるか。

また、利益処分計算書についても特定非営利活動法人の財務諸表として取り扱われていないため、それを除く分で足りるか。なお、利益処分計算書は、2006 年の会社法の施行により廃止され、株主資本等変動計算書に整理統合されているのではないのでしょうか。

法人の財務状況に関する書類については、財務諸表としてまとめられ、また利益処分計画書においてはすでに廃止されたものもあることから、財務諸表（損益計算書又は活動計算書、貸借対照表等）と募集要領を修正いたします。申し訳ありませんでした。

○募集要領6-(1)- ② - 10 法人の財務状況に関する書類

新	旧
直近 2 年度分の決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書または活動計算書等、各法人種類に応じた財務状況に関する書類 ※長期借入金があるときは資産・投資明細の分かるもの（附属明細書「借入金の明細」等）	直近 2 年度分の決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書等 ※長期借入金があるときは資産・投資明細の分かるもの（附属明細書「借入金の明細」等）

⑦本件質問及び回答に関すること

前述の①～⑥の質問事項について、募集要領 6.申請手続き等に記載されている質問の回答期限内に、質問に対する明確な回答が得られない場合、またはこちらが理解できない場合は、その回答期限を超えて質問し回答を求めることは一切許されないか。また、その場合は、本件とは別に協議会事務局等の各市町に質問し回答を求めること、または回答を求める場を設けていただくことは可能か。

今回の募集についての質問は期限を設定しておりますので、締め切りとさせていただきますが、いただいた質問は今後も検討を行っていかねばならない内容ですので随時協議させていただきます。